

令和3年 3月 1日

丸新志鷹建設株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年 3月 1日 から 令和6年 2月 29日 まで 3年間

2 内容

[目標1] 産前産後休業、育児休業、会社が定める出産や育児に係る特別休暇制度の周知、情報提供・取得の推進。

[対策] 令和3年4月～
当社全体会議にて、休業制度や会社が定める特別休暇制度を解説し、理解を深める。

令和4年4月～
中学校就学の始期に達する前の子を持つ社員に、育児目的休暇の取得を促し、男女ともに育児に共同参画し易い風土づくりを進める。

[目標2] 年次有給休暇の取得を促進し、社員平均年11.5日取得を目指す。

[対策] 毎年4月
前年度の年次有給休暇取得日数の把握・周知。

毎年4月～
定期的に年次有給休暇の取得状況を把握し、利用を奨励する。
会社カレンダーに年次有給休暇取得奨励日を設定し、年次有給休暇取得計画を立てる。

毎年1月～3月
取得状況に応じて、個人に対し取得指示を出す。

令和3年 3月 1日

丸新志鷹建設株式会社 行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うために、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年 3月 1日 から 令和6年 2月 29日 まで 3年間

2 内容

[目標 1] 土木・建築技術職を志望する女性を1名以上採用する。

[対策] 毎年3月～
会社説明会において女性技術者の現場での活躍事例を紹介する。
毎年12月～3月
建設現場における課題を抽出し、解決方法を検討するとともに、男女共同で参画できる建設現場に向けて改善を進める。

[目標 2] 全社的な業務の共有化と技術者支援体制の構築。

[対策] 毎年4月～
現場における技術者の負担を軽減すべく、技術者の業務を分析し、分担内容を検討する。
女性社員による技術者支援体制の推進、技術者の時間外労働の削減や、業務の平準化を促進する。

